

# 八つの疑問を解消して早めの申請を

内閣府公益認定等委員会委員 出口 正之

## 財団の理念型としての助成・奨学財団

日本においては、大正時代に大型助成財団であるカーネギー財団、ロックフェラー財団の設立が伝えられ、三井報恩会をはじめ、戦前から、助成・奨学財団は日本国内で多彩な活動を行ってきた。こうした財団が戦後のインフレ時代に形を変えながら、現代にまで継続して活動していることに深い敬意を感じる。戦後も、高度成長期には東レ科学振興財団（現東レ科学振興会）が、助成財団としてスタートした。同財団は、寄附金控除対象団体の嚆矢である「試験研究法人」という制度ができる契機をつくり、昭和36年にその第一号として認定されている。また、70年代には、東工大教授から定年前にトヨタ財団に移った林雄二郎先生が、諸外国の財団のあり方を調査し、我が国における助成財団の発展に大きな影響を与えた。その結果、トヨタ財団は助成財団センター設立にも中心的な役割を果たし、民間非営利セクター全体に幾多の人材を供給した。助成・奨学財団は、運用益を公益のために利用するという点で、公益性ばかりではなく利他性が明確で、「財団の中の財団」、「財団の理念型」ともいえる特徴を有しているといえよう。

公益法人改革関連三法が施行されてから、すでに移行期間の三分の一以上が経過しているが、助成・奨学財団にとっては、「公益認定等委員会が認定するのかどうか」という関心・懸念で申請を躊躇しているところもあるだろう。内閣府においては電話相談及び窓口相談を実施しているところであるが、できるだけ多くの希望に沿えるように、今年度からは、外部人材を活用した相談会も実施している。ここでは助成・奨学財団に見られる八つの疑問にお答えしながら、皆様方の早期の相談・申請をお勧めしたい。

## 技術的な疑問

第一の疑問は、低金利時代に法人の活動を維持してい

くために、主務官庁の指導で有していた「基金」が遊休財産の額の制限に抵触するのではないか。第二に、それと関連するが、何らかの事情で一時的に、基金や基本財産を取り崩しても活動を続けなければならない場合もあるだろうが、それらが認められるのか。第三には、株式の配当が毎年大きく変化する中で活動を安定化させるために、配当の多い年には、全部を費消しないこともあるが、その場合に収支相償がクリアできないのではないか、というものであろう。これらは、安定的に助成・奨学活動を行っていくうえで、いわば当然予想される運営上の合理的判断である。今回の110年ぶりの法改正が、大恐慌時を髣髴させるような80年ぶりのリーマンショック後の株価の急落、世界経済の不透明感の中で進行し、さらに未曾有の低金利の状態が続く状況と重なってしまっている中で、そうした状況の中で、財産の運用に依存する助成・奨学財団が「民間が担う公益活動」を継続的にやっていくうえでは、こうした運営上の努力はむしろ避けて通れないことであろう。

結論を急げば、これら三つの点は、認定に当たったの本質的な問題とは思えない。今回の大改正は規制の強化が目的ではなく、「民間の公益の増進」という趣旨であり、紙面の関係で詳細は譲るが、これらの三点はいずれも会計的側面で解決可能なことであることを強調しておきたい。具体的な解決方法については、公益財団法人助成財団センターのホームページ等も是非参考にして頂きたい。

## 認定取消しに対する不安

第四に、助成・奨学財団の中には、企業財団も多く、大事な株式を有しており、将来、認定取消しということで没収されるような新制度はたまらないと、感じている法人もあるように聞く。これは大きな誤解である。改正前民法では、主務官庁は法人の設立許可取消しの権限を持ち、その権限を行使した場合には、法人は解散となって、残余財産を類似目的の団体等へ寄附しなければならなかった。これに対し、新法では、万一の認定取消しの場



合でも、解散する必要はなく、また、贈与すべきものも公益目的取得財産残額に「相当する額」の財産に限定することになった。この場合でも、通常は①報告・徴収、立入検査、②勧告、③命令という三段階のステップを踏むのであって、その間、財団サイドで、諸問題の改善の機会が与えられるから、財団の財産の保全という意味では、制度上、むしろ従前よりも高くなったとあってよい。旧制度との比較において、この点を過剰に意識する必要はないと考える。

## 不動産を抱える財団

第五に、歴史のある財団の中には、インフレ時代を生き抜くために、基本財産などを不動産にして、不動産収入を原資にしている財団もあると思う。法人サイドで「費用」を「計算」した結果、公益目的事業比率が50%以上にならずに、申請を逡巡している財団もあるだろう。もちろん50%以上ないと認定できないが、法人による計算結果が必ずしも正しいとは限らない。再計算の結果、50%以上になるということもあるだろう。この点については個別の法人の財務内容を検討していかねばならないため、いち早く相談・申請を願いたい。「現行の公益法人が新制度下で公益法人に移行するに際しては、これまでの活動実績を適切に評価するなどの配慮を行うこと」という衆参両院での附帯決議もあり、認定等委員会は「柔軟かつ迅速」という方針のもとで「温かく審議」していることも強調しておきたい。

## チェックポイント

助成・奨学財団には、対象者を選ぶ選考過程というのが通常生じる。第六として、選考過程のチェックポイントを気にしている法人もあると聞く。チェックポイントは、公募型の助成等を行っている法人は「(13) 助成（応募型）」を使用し、非公募型のところは「(18) 上記の事業区分に該当しない場合」を選んで頂ければよいだけで、

認定等委員会が公募型を重視しているのでは全くなく、非公募型だけの事業を行っていてももちろん構わない。これらは法人の自治に関することであり、公益認定等委員会は干渉してはならないことである。

さらに、第七として、研究助成や奨学金の選考に際して、特定の高校や大学の研究者や学生に限ったりする方が、目的に照らして合理的であるという場合もあるだろう。その場合、指定が一枚だけということも当然ありうるし、すでにそのような法人も認定を受けている。対象が更生保護法人等のように学校法人以外であっても、同様であろう。事情があるのであれば、その事情を説明してもらえればよいだけである。

第八に、選考プロセスに関して、選考委員会を設けなければならないとか、選考委員会があったとしても、最終決定は理事会でなければならないという誤解もあるが、これも法人が自由に設計できる。選考委員会は任意機関であり、法的に設けなければならないということはないし、助成先等を理事会決定事項としなければならない法的根拠もない。阪神淡路大震災のときに、助成財団が、必ずしも俊敏に活動できなかった点も踏まえ、選考過程での規制はほとんどないと考えていただきたい。チェックポイントにあるとおり、一例を挙げれば個別選考に当たって直接の利害関係者が排除されている等「公正性」（公平性ではない）が担保されていれば十分である。この点は公益認定等委員会で十分に議論したことであり、詳細は第21回の委員会議事録を見ていただきたい。

以上のことから言えることは、「認定されるか否か」、という受動的な問いかけに対する最も有力な回答の鍵は、特例民法法人である助成・奨学財団が、「認定を受けて民間公益活動を担いたいのか否か」という法人側の能動的な意思であるということである。

そのためにも出来るだけ早く行動を起こして頂くことが肝要だ。助成・奨学財団については、公益認定を受けたいのか、一般財団になりたいのかの希望調査くらいの気楽さで、早めに相談・申請して頂きたい。